

第1：文化多様性について

文化多様性 = 民族、地域及びコミュニティが独自の歴史的文化的背景を有する様々な文化を有することあるいはそのように様々な文化が存在する状態にあること

心豊かな社会，経済の活性化，世界平和への寄与

(1)

グローバル化
(通信・交通手段の発展)

- (+) 多様な文化の共有の促進
- (-) 文化の画一化，地域文化の創造性・アイデンティティの喪失の懸念

自他の文化の尊重，共存，異文化間の対話・相互理解

(2)

経済と文化の関係の深まり

文化的財・サービスの流通

- (+) 文化多様性の促進（他の文化と接する機会の増大）
- (-) 国際競争の激化の懸念

相互補完の関係をめざして文化の観点から検討をするべき

第2：文化多様性を保護・促進するための我が国の取組み

日本文化の特色...多様な海外の文化の受容 + 独自の文化の創造と発信
文化多様性の保護・促進 分野別に効果的な支援のあり方を検討

- 文化遺産** 無形文化遺産保護の経験 + 人材育成，情報発信
オペラ・オーケストラその他の舞台芸術等 人材育成・関連情報の整備，市場の充実
- メディア芸術** 日本の文化的社会的実情に合った独自の評価軸の確立
海外展開...「楽しい文化を創造する日本の魅力」の発信
国内...若い才能を活かすシステムの構築
アジア諸国との協力...人材育成・共同制作
日本の文化的社会的実情に合った独自の評価軸の確立

第3：文化多様性の保護・促進のための国際的な体制の構築

1. 条約への検討と我が国の基本的スタンス

- (1) 条約の策定 ユネスコで条約が策定されることに賛同、自由な流通にも配慮
- (2) 条約の範囲 先行する世界遺産条約・無形遺産条約を勘案した人類の文化のあるべき姿を理念的に提示
- (3) 各国の権利義務 自国文化を保護する権利を有する
保護主義に陥らないようにユネスコによるクリアリングハウスで対応
- (4) 具体的措置 規制措置をとるのではなく、人材育成，資金調達，税制控除等の環境整備を実施

2. 我が国の今後の取り組み

国内における文化多様性の保護促進のための施策の充実
アジア諸国とのコンテンツに関する共同制作や人材育成等の協力の促進
ユネスコを通じた国際協力への貢献（データベース・人材育成プログラムの開発）